

Vol. 13 高優先物質の TSCA リスク評価に伴う TSCA 料金の支払い義務の対象となる企業は

2020/2/5 NITE ケミマガ 476 号で、以下の記事を掲載しました。

【2020/01/27】 Preliminary Lists Identifying Manufacturers Subject to Fee Obligations for EPA-Initiated Risk Evaluations Under Section 6 of the Toxic Substances Control Act (TSCA); Notice of Availability and Request for Comment

→ <https://www.federalregister.gov/documents/2020/01/27/2020-01320/preliminary-lists-identifying-manufacturers-subject-to-fee-obligations-for-epa-initiated-risk>

EPA は、TSCA 第 6 条の下で EPA の始める高優先の 20 物質のリスク評価の手数料義務の対象となる製造・輸入業者を識別する予備的なリストおよび自己識別要件を官報公示し、60 日間の意見募集を開始した。意見提出は 2020/3/27 まで。

2019 年 12 月に、EPA は TSCA 第 6 条の下でリスク評価する 20 の化学物質を最終化していますが、TSCA 料金規則に基づき、リスク評価される化学物質を製造または輸入する企業には、EPA のリスク評価に関連する料金を支払う義務が生じます。

今回 EPA が公開したリストは、化学物質データ報告(CDR)および有害物質排出目録(TRI)の情報を基に EPA が選定した、優先物質を製造または輸入する企業の予備的なリストです。

EPA は、今後このリストを製造者または輸入者から受け取る情報と一般からの意見に基づいて最終化し、2020 年 6 月にリスク評価の範囲文書(Scope document)と同時に公開する予定としています。

この予備的なリストに対し、2020 年 3 月 27 日(注)までに、EPA-HQ-OPPT-2019-0677 のドケットでコメントを提出することができます。

また、これら 20 の高優先化学物質の全ての製造者および輸入者は、この 60 日間のコメント期間中に自らが化学物質の製造または輸入に積極的に関与しているかどうかを EPA に報告する必要があります。この報告は企業が「中小規模の企業」として認定され TSCA 料金が減額されるか、または特定の認定により料金支払いを回避することができる機会にもなっています。

(注) 3 月 8 日に EPA の Web サイトで、コメント期間が 5 月 27 日まで延長されることが掲載されています。

最終リストに含まれる企業は、そのリスク評価に関連する料金の一部を支払う責任があります。企業が責任を負う金額は、特定された料金支払者の総数、中小規模企業の数によって異なりますが、料金の支払いは、40 CFR 700.45(g)(3) (iv)(A)の規定により、リスク評価の範囲文書の公開の日から 120 日以内となっています。

製造・輸入者の予備リスト、意見募集期間中の報告に関する情報、および TSCA 料金に関する情報は：

<https://www.epa.gov/tsca-fees>

<https://www.regulations.gov/document?D=EPA-HQ-OPPT-2019-0677-0001>

で見つけることができます。